海上自衛隊訓令第２４号

自衛隊法施行令（昭和２９年政令第１７９号）第４９条の規定に基づき、海上自衛隊補給本部の組織に関する訓令を次のように定める。

平成１０年１２月２日

防衛庁長官　野呂田　芳　成

海上自衛隊補給本部の組織に関する訓令

（本部長）

第１条　海上自衛隊補給本部（以下「本部」という。）の本部長は、海将をもって充てる。

（部）

第２条　本部に、次の７部を置く。

総務部
経理部
企画管理部
艦船・武器部
弾薬部
航空機部
需品部

（総務部の分課）

第３条　総務部に、次の２課を置く。

総務課
人事管理課

（総務課）

第４条　総務課においては、次の事務をつかさどる。

⑴　本部の業務計画の作成及びその実施に関すること（物流管制課の所掌に属するものを除く。）。
⑵　海上自衛隊史の編集の資料の整理に関すること。
⑶　渉外及び広報に関すること。
⑷　施設の維持管理に関すること。
⑸　車両の管理運用に関すること。
⑹　物品及び役務の調達計画及び調達要求に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）
⑺　物品の出納及び保管に関すること。

⑻　物品及び役務の検収に関すること。
⑼　本部の事務の調整及び部内の事務の総括に関すること。
⑽　前各号に掲げる事務のほか、本部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（人事管理課）

第５条　人事管理課においては、次の事務をつかさどる。
⑴　人事に関すること。
⑵　福利厚生及び保健衛生に関すること。
⑶　組織及び定員に関すること。

（経理部の分課）

第６条　経理部に、次の４課及び原価監査官１人を置く。
経理課
契約課
原価計算課
有償援助調達課

（経理課）

第７条　経理課においては、次の事務をつかさどる。
⑴　経費及び収入の会計に関すること（有償援助調達課の所掌に属するものを除く。）。
⑵　隊員の給与及び旅費の支給に関すること。
⑶　部内の事務の総括に関すること。

（契約課）

第８条　契約課においては、物品及び役務の契約に関する事務（原価計算課、有償援助調達課及び原価監査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（原価計算課）

第９条　原価計算課においては、次の事務をつかさどる。
⑴　予定価格の作成に関すること。
⑵　原価計算に関すること（原価監査官の所掌に属するものを除く。）。

（有償援助調達課）

第１０条　有償援助調達課においては、次の事務をつかさどる。
⑴　有償援助による物品及び役務の調達に関すること。
⑵　有償援助による物品及び役務の調達に関する経費及び収入の会計に関すること。
⑶　有償援助による物品及び役務の調達に関する連絡調整に関すること。
⑷　無償で供与された物品の処理に関すること。

（原価監査官）

第１１条　原価監査官は、経理部長の命を受け、物品及び役務に係る原価監査及び原価調査に関する事務をつかさどる。

（企画管理部の分課）

第１２条　企画管理部に、次の４課を置く。

企画管理課
情報管理課
物流管制課
システム管理課

（企画管理課）

第１３条　企画管理課においては、次の事務をつかさどる。

⑴　自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第２６条第１項に規定する事務の実施に関する計画（以下「後方支援計画」という。）の総括に関すること。
⑵　本部の所掌事務に関する調査（原価監査官の所掌に属するものを除く。）及び研究に関すること。
⑶　業務の研究改善の総括に関すること。
⑷　公印の保管に関すること。
⑸　公文書の接受、発送、編集及び保管に関すること。
⑹　文書の審査及び進達に関すること。
⑺　秘密の保全に関すること。
⑻　情報保証に関すること。
⑼　共同後方に関する構想及び計画に関すること。
⑽　部内の事務の総括に関すること。

（情報管理課）

第１４条　情報管理課においては、次の事務をつかさどる。

⑴　本部長が情報システム運用者である情報システムの情報処理の計画及び情報処理に必要なプログラム（以下「プログラム」という。）の維持管理（データ品質及び機能の改善に関することに限る。）に関すること。
⑵　装備品、船舶、航空機及び需品（以下「海上装備品等」という。）の後方支援計画（艦船・武器第２課、弾薬第１課、航空機第１課、航空機第２課、航空機第３課、需品第１課及び需品第２課の所掌に属するものを除く。）の作成に関すること。
⑶　物品管理の事務の総括に関すること。
⑷　海上装備品等の類別諸元の審査、照合及び調整並びに物品整理番号の付与及び物品目録の作成に関すること。
⑸　物品の標準化に関する事務の総括に関すること。
⑹　海上装備品等の調達、保管及び補給に関する基準、制度、関係法規、手続及

び指導に関すること。

⑺　艦船、艦船用機関（艦船用補機を含む。）、艦船用電気器材並びに船用品（これらの維持及び修理に必要な部品、工具及び検査器具を含む。以下「艦船等」という。）、火器、掃海器材、音響器材、磁気器材、光学器材、通信器材、電波器材、気象器材及び戦術情報処理器材（航空機又は航空機の運航に関するものを除く。）、誘導武器、航海器材、水雷武器並びに教育訓練用器材（魚雷標的及び航空機又は航空機の運航に関するものを除く。）並びにこれらに付随する器材（これらの維持及び修理に必要な部品、工具及び検査器具を含む。以下「武器等」という。）、航空機、航空機用機器並びに火器、掃海器材、音響器材、磁気器材、航法器材、光学器材、通信器材、電波器材、気象器材、写真器材、航空標的、整備用器材、戦術情報処理器材及び教育訓練用器材（航空機又は航空機の運航に関するものに限る。）並びにこれらに付随する器材（これらの維持及び修理に必要な部品を含む。以下「航空機等」という。）、弾火薬類、化学器材並びに魚雷標的並びにこれらに付随する器材（これらの維持及び修理に必要な部品、工具及び検査器具を含む。以下「弾薬等」という。）並びに需品、車両、衛生器材、施設器材並びに港用品（これらの維持及び修理に必要な部品、工具及び検査器材を含む。以下「需品等」という。）の整備に関する基準、制度、関係法規並びに手続に関すること。

⑻　業務の統計及び能率的運営に関すること。

（物流管制課）

第１５条　物流管制課においては、次の事務ををつかさどる。

⑴　海上装備品等の調達、補給及び整備に必要な輸送の計画及び調整並びに輸送に関する役務の調達要求に関すること（有償援助調達課の所掌に属するものを除く。）。

⑵　前号に掲げる事務に係る調査及び研究に関すること。

⑶　前２号に掲げる事務に必要な記録及び統計に関すること。

⑷　輸送に関する保管、包装、荷役及び流通加工に関する調整並びに指導に関すること。

⑸　本部の防衛、警備等計画の作成及びその実施の調整に関すること。

⑹　海上自衛隊における自衛隊法第２６条第１項に規定する事務の実施状況の把握に関すること。

⑺　関係国との共同後方に関する情報収集及び調整に関すること。

⑻　本部の作戦室の運用及び維持に関すること。

⑼　通信の運用に関すること。

（システム管理課）

第１６条　システム管理課においては、本部長が情報システム運用者である情報シ

ステムに関し、次の事務をつかさどる。

⑴　プログラムの維持管理に関すること（情報管理課の所掌に属するものを除く。）。

⑵　プログラムに関する教育訓練及び技術指導に関すること。

⑶　電子計算機等の運用及び管理に関すること。

⑷　通信機器の保守整備に関すること。

⑸　情報処理の実施の企画及び調整に関すること。

（艦船・武器部の分課）

第１７条　艦船・武器部に、次の３課及び検査官１人を置く。

艦船・武器第１課

艦船・武器第２課

艦船・武器第３課

（艦船・武器第１課）

第１８条　艦船・武器第１課においては、艦船等及び武器等に関して、次の事務をつかさどる。

⑴　保管及び補給の計画及び指導に関すること。

⑵　在庫管制に関する基礎資料の収集、整理及び配布に関すること。

⑶　物品の在庫基準の維持に関すること。

⑷　調達、保管、配分及び処分すべき物品の数量の算定に関すること。

⑸　配分の指示に関すること。

⑹　調達計画及び調達要求に関すること。

⑺　補給品目の選定に関すること。

⑻　関係予算（艦船・武器第２課及び艦船・武器第３課の所掌に属するものを除く。）の積算に関すること。

⑼　補給品定数表の作成に関すること。

⑽　物品の標準化に関すること。

⑾　部内の調達要求の調整に関すること。

⑿　部内の事務の総括に関すること。

（艦船・武器第２課）

第１９条　艦船・武器第２課においては、艦船等及び武器等に関して、次の事務をつかさどる。

⑴　後方支援計画（調達の事務に関するものを除く。）の作成に関すること。

⑵　信頼性管理、形態管理、整備用器材の管理及び技術刊行物の管理（以下「技術管理」という。）に関すること。

⑶　整備の計画及び指導に関すること。

⑷　関係予算（技術管理及び整備の計画に関するものに限る。）の積算に関するこ

と。

⑸　補給品の調達計画、改修、改造計画の作成及びその実施の調整に関すること。

２　前項に定めるもののほか、艦船・武器第２課においては、次の事務をつかさどる。

⑴　船舶（自衛艦に限る。）の使用実績に関すること。

⑵　老齢船舶の調査に関すること。

（艦船・武器第３課）

第２０条　艦船・武器第３課においては、艦船等及び武器等に関して、次の事務をつかさどる。

⑴　技術資料の収集、整理及び配布に関すること。

⑵　調達に必要な仕様書に関すること。

⑶　関係予算（改造（主要な性能の変更を伴うものを除く。次号において同じ。）、維持及び修理に関するものに限る。）の積算に関すること。

⑷　改造、維持及び修理の監督、検査及び試験に関すること。

⑸　研究改善に関すること。

⑹　前各号に掲げる事務のほか、調達、保管、配分及び処分に必要な技術資料の作成に関すること。

（艦船・武器部の検査官）

第２１条　検査官は、部長の命を受け、艦船等及び武器等の調達及び整備の検査の総括及び技術指導に関する事務をつかさどる。

（弾薬部の分課）

第２２条　弾薬部に、次の２課及び検査官１人を置く。

弾薬第１課

弾薬第２課

（弾薬第１課）

第２３条　弾薬第１課においては、次の事務をつかさどる。

⑴　弾薬等の後方支援計画（調達の事務に関するものを除く。）の作成に関すること。

⑵　弾薬等の技術管理に関すること。

⑶　部内の事務の総括に関すること。

⑷　部内の調達要求の調整に関すること。

（弾薬第２課）

第２４条　弾薬第２課においては、弾薬等に関して、第１８条第１号から第１０号まで、第１９条第１項第３号並びに第２０条第１号、第２号及び第４号から第６号までに掲げる事務をつかさどる。

（弾薬部の検査官）

第２５条　検査官は、部長の命を受け、弾薬等の調達及び整備の検査の総括及び技術指導に関する事務をつかさどる。

（航空機部の分課）

第２６条　航空機部に、次の３課及び検査官１人を置く。

航空機第１課

航空機第２課

航空機第３課

（航空機第１課）

第２７条　航空機第１課においては、航空機等に関して、第１８条第９号、第１１号及び第１２号に掲げる事務をつかさどる。

２　前項に定めるもののほか、航空機第１課においては、航空機等のうち整備用器材、戦術情報処理器材及び教育訓練用器材並びにこれらに付随する器材（これらの維持及び修理に必要な部品を含む。以下「整備用器材等」という。）に関して、第１８条第１号から第８号まで及び第１０号、第１９条第１項第１号から第３号まで並びに第２０条第１号、第２号及び第４号から第６号までに掲げる事務をつかさどる。

（航空機第２課）

第２８条　航空機第２課においては、航空機等（整備用器材等及び掃海器材を除く。）のうち大型固定翼航空機（全備重量２５トン以上の固定翼航空機をいう。）に関して、第１８条第１号から第８号まで及び第１０号、第１９条第１項第１号から第３号まで並びに第２０条第１号、第２号及び第４号から第６号までに掲げる事務をつかさどる。

（航空機第３課）

第２９条　航空機第３課においては、航空機等（整備用器材等を除く。）のうち小型固定翼航空機（全備重量２５トン未満の固定翼航空機をいう。）及び回転翼航空機に関して、第１８条第１号から第８号まで及び第１０号、第１９条第１項第１号から第３号まで並びに第２０条第１号、第２号及び第４号から第６号までに掲げる事務をつかさどる。

（航空機部の検査官）

第３０条　検査官は、部長の命を受け、航空機等の調達及び整備の検査の総括及び技術指導に関する事務をつかさどる。

（需品部の分課）

第３１条　需品部に、次の２課及び検査官１人を置く。

需品第１課

需品第２課

（需品第１課）

第３２条　需品第１課においては、次の事務をつかさどる。

⑴　部内の事務の総括に関すること。

⑵　需品等のうち燃料、油脂、糧食、被服及び給食機器に関して、第１８条第１号から第１１号まで、第１９条第１項第１号から第３号まで並びに第２０条第１号、第２号及び第４号から第６号までに掲げる事務をつかさどる。

（需品第２課）

第３３条　需品第２課においては、需品等に関して、第１８条第１号から第１１号まで、第１９条第１項第１号から第３号まで並びに第２０条第１号、第２号及び第４号から第６号までに掲げる事務をつかさどる（需品第１課の所掌に属するものを除く。）。

（需品部の検査官）

第３４条　検査官は、部長の命を受け、需品等の調達及び整備の検査の総括及び技術指導に関する事務をつかさどる。

（部長及び課長）

第３５条　部に部長を、課に課長を置く。

２　部長は、本部長の命を受け、部務を掌理する。

３　課長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

（会計監査官）

第３６条　本部に、会計監査官１人を置く。

２　会計監査官は、本部長の命を受け、本部、海上自衛隊艦船補給処及び海上自衛隊航空補給処の会計の監査、会計事務に関する研究改善及び会計の監査に関する技術指導に関する事務をつかさどる。

（会計監査調整官等）

第３７条　会計監査官の事務を行うため、会計監査調整官１人、総括副会計監査官１人及び別に定める数の副会計監査官を置く。

２　会計監査調整官は、会計監査官の命を受け、会計の監査、会計事務に関する研究改善及び会計の監査に関する技術指導に関する調査及び部隊等との調整に関する事務をつかさどる。

３　総括副会計監査官は、会計監査官の命を受け、副会計監査官の事務並びに副会計監査官の事務の調整及び整理に関する事務をつかさどる。

４　副会計監査官は、会計監査官の命を受け、次の事務を行う。

⑴　会計の監査に関すること。

⑵　会計事務に関する研究改善に関すること。

⑶　会計の監査に関する技術指導に関すること。

（委任規定）

第３８条　この訓令に定めるもののほか、本部の内部組織に関し必要な事項は、本

部長が定め、海上幕僚長に報告するものとする。

附　則

１　この訓令は、平成１０年１２月８日から施行する。

２　需給統制隊の編制に関する訓令（昭和３６年海上自衛隊訓令第３０号）は、廃止する。

附　則（平成１３年９月２７日海上自衛隊訓令第４１号）

この訓令は、平成１３年１０月１日から施行する。

附　則（平成２７年５月２８日海上自衛隊訓令第１２号）

この訓令は、平成２７年６月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月１８日防衛省訓令第８号）

この訓令は、平成２８年３月２２日から施行する。

附　則（平成２８年８月２９日海上自衛隊訓令第２５号）

この訓令は、平成２８年９月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月２８日防衛省訓令第１７号）

この訓令は、平成３０年４月２日から施行する。

附　則（令和２年３月３０日防衛省訓令第１９号）

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和４年２月２８日防衛省訓令第４号防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令第８条）

この訓令は、令和４年３月１日から施行する。

附　則（令和６年３月２１日海上自衛隊訓令第５号）

この訓令は、令和６年３月２１日から施行する。